

大阪市告示第1635号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月28日

大阪市長 横山 英幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第6条第1項の規定に違反するので、令和6年12月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公園名	除却実施場所	物件
野中北公園	淀川区野中北2丁目4 （野中北公園内）	自動二輪車 （ヤマハ 黒色）

（建設局総務部管理課）